

the Heartful OAG

Vol.11

2006.3月号

元気な企業をつくる

第6回OAG経営者セミナー

元気な会社をつくる8つのポイント

～伸びる会社は透明会計が生きている～

宮城大学事業構想学部教授 公認会計士 天明 茂氏

平成18年度税制改正の注目点①

役員報酬と交際費の規定が変更されます

庭野 智 法人税部 マネジャー 税理士

平成18年度税制改正の注目点②

資産取得時の課税制度が変わります

渡邊正則 資産税部 部長 税理士

税務会計のあり方

細川善治 税理士 ファイナンシャルプランナー

日本プロ野球選手会会長・宮本慎也選手に聞く
リーダーシップ論(下)

野球の裾野を広げたい

C O N T E N T S

02

太田孝昭が語る春夏秋冬

03

第6回OAG経営者セミナー
元気な会社をつくる8つのポイント
～伸びる会社は透明会計が生きている～
宮城大学事業構想学部教授
公認会計士 天明 茂氏

04

平成18年度税制改正の注目点①
役員報酬と交際費の規定が変更されます
庭野 智 法人税部 マネジャー 税理士

05

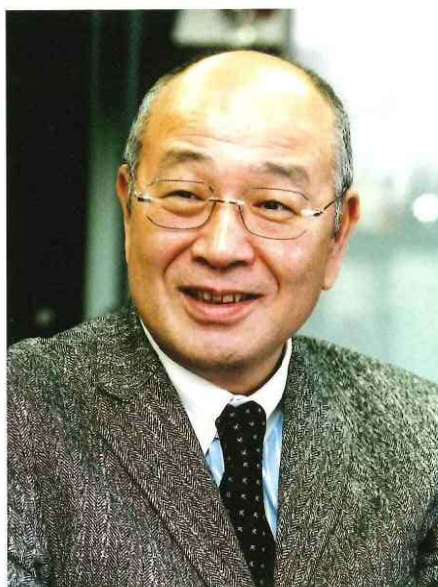
平成18年度税制改正の注目点②
資産取得時の課税制度が変わります
渡邉正則 資産税部 部長 税理士

06

税務会計のあり方
細川善治 税理士 ファイナンシャルプランナー

07

日本プロ野球選手会会長・宮本慎也選手に聞く
リーダーシップ論(下)
野球の裾野を広げたい



太田孝昭
(太田アカウンティンググループ代表)

太田孝昭が語る春夏秋冬 成長戦略の要に「名付け」を

トヨタ自動車の生産ラインにあるロボットには、「百恵」という名前が付いています。なぜ、トヨタはロボットに名前を付けたのでしょうか？ 実は、その理由には、日本が生産性を飛躍的に向上できた秘訣が隠されています。

日本人は、ロボットに名前を付けることに抵抗がありません。それは、ロボットにシンパシーを感じているからではないでしょうか。例えば、『鉄腕アトム』や『鉄人28号』などの漫画に登場する主人公のロボットは、みんな人類を助ける正義の見方です。そうした漫画を見た体験が、日本人からロボットへの抵抗感を無くさせたという説があります。「ロボットは仕事を奪う」として導入を拒んだ欧米と、「ロボットは仕事を助ける」と歓迎した日本。この違いが、工業化社会で日本が世界をリードできた大きな要因でもあります。

名前が付いている物に対して、人はより身近に感じる事ができ、興味を持つものです。また、名前を付けることで、情報の共有がスムーズになります。「塗装用機械2号が動きません！」などと言うより、「「百恵」の具合が悪くて…」と言った方が、全員に具体的なイメージとして分かりやすく伝えることができます。

企業でも営業戦略などに名前を付けているところが多いものです。情報の共有化やビジョンの明確化だけでなく、名前の付け方によっては、個性すら持たせることができます。情報の漏洩が心配な場合でも、部外者には意味が分からないという利点もあります。

かつて富士通では、ライバル会社NECの頭文字の“N”を倒すと“Z”になることから、営業戦略に「Z作戦」と名付けて、社員を鼓舞したことがありました。対するNECは、湖面に映る逆さ富士をイメージして「富士五湖作戦」を展開したそうです。つまり、“富士をひっくり返せ”というわけです。

与えられたり、命令されたことをやるだけの仕事は「ノルマ」でしかなく、社員のやる気は高められません。社員一人ひとりが考え、積極的に動くようになるには、“楽しい”“面白い”と思うことも大切です。誤解を恐れずに言えば、仕事にはゲーム感覚も必要でしょう。

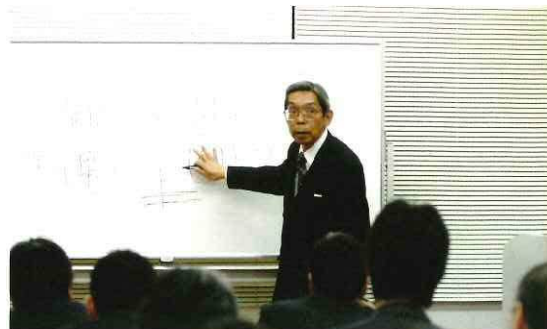
プロジェクトに作戦名を付けることは、社員のモチベーションを引き上げるための強力な戦略の一つです。私どもでも、戦略に名前を付けているプロジェクトチームがありますが、このチームの社員たちは、それぞれ健闘しているようです。

元気な会社をつくる8つのポイント

～伸びる会社は透明会計が生きている～

宮城大学事業構想学部教授 公認会計士
天明 茂氏

OAG全体で推進している「透明会計」と全く同じ視点から企業経営へのアドバイスを続けてこられたのが、宮城大学事業構想学部教授の天明茂氏です。数々の企業再生に取り組んできた経験から、全社員が会計（数字）を基に会社の現状を理解し、未来を語ることの重要性を強調されていました。



天明 茂氏<profile>

1942年、東京生まれ。明治学院大学卒業。公認会計士。日本創造経営協会を経て、97年に宮城大学事業構想学部教授就任。「志企業のすすめ」(致知出版社)、「合理を超える経営」(ダイヤモンド社)、「実践ビジネス会計」(税務研究会)など、著書多数。

元気な会社をつくる8つのポイント

- | | |
|-------------|--------------|
| ①キャッシュフロー経営 | ⑤責任会計システムの確立 |
| ②限界利益率の向上 | ⑥選択と集中 |
| ③製品原価の把握 | ⑦業績管理制度の確立 |
| ④固定費の効果的な活用 | ⑧経営者の元気 |

①キャッシュフロー経営

大企業はキャッシュフロー計算書を作っていますが、その重要性は中小企業でも同じです。損益計算書上の利益が上がっていても、キャッシュがどれだけ残っているのが大事です。利益は中間成果、キャッシュが本当の成果なのですが、利益額についてはよく知っている社長でも、キャッシュの残高については知らないことが多いものです。

キャッシュフロー経営の原則は、適正利益の獲得、運転資金の増加を伴わない営業活動、キャッシュフローの範囲内での設備投資の3つです。

②限界利益率の向上

限界利益は、売上から変動費を引いたものです。限界利益から固定費を引くと純利益になります。

実際には、コストを下げるより利益率を上げるほうが簡単です。そのためには、マイナス要因を排除することです。不良品、返品、クレーム処理等にどれほど経費が掛かっているのか。これを削減できれば、赤字会社でも黒字になります。

マイナス要因の中で一番大きいのが、値引きと返品です。例えば、3千万円の商品を2500万円に値切られたとします。値引き率は17%ですが、もし16%に抑えられたら、純利益率が1%上がることになります。

黒字会社でも純利益率は3～5%ですから、赤字会社が全体の7割を占めていることを考えると、全企業を平均した純利益率は1%程度かもしれません。ということは、値引き率を1%圧縮するだけで、利益は倍増するという事です。

どこの会社でも10%、20%という値引きをやっていますから、それを9%、19%にすることは、それほど難しいことではないでしょう。商品別、得意先別、営業マン別などで値引き率を出してみ、それをみんなで検討し、引き下げる努力をしましょう。

そのためには、顧客に感動を与えることです。感動することができた顧客は、厳しい値引き要求を控えるものです。

③製品原価の把握

今、原価企画が注目を集めています。原価は設計段階で8～9割決まっていますから、その段階からしっかり原価を作り込んでいくことが必要です。

販売価格から目標利益を差し引いた残りが許容原価で、あらかじめ許容原価を決めて、その範囲内に原価を納めることです。せめて材料費、外注費、直接作業時間はつかみ、半年に1回は製品別の原価を計算しましょう。

④固定費の効果的な活用

まず、機能別のコストを検討します。例えば会議費の中には、出席するための交通費、出席する人の人件費、会議室の賃貸費などが掛かっています。会議費を減らすには、出席人数の削減や会議そのものの削減などが考えられます。

次に、交際費や交通費の中身を見ていきます。得意先別や商品別などで分析し、来期は減らそうという発想ではなく、それをやらなければ会社はつぶれるのかという視点で見直していきます。

⑤責任会計システムの確立

業績管理のために欠かせないのが、責任会計システムです。売上、利益、節約可能費をしっかりと見ていきます。

⑥選択と集中

有利な商品、得意先に資源を集中する際には、それぞれの利益率を見て判断します。例えば、商品カテゴリー別の利益率の一覧表を作れば、どこをどうすれば全体の利益が伸びるのか、社員が楽しみながら考えるようになるでしょう。そうした一覧表を全社員が持てば、会社全体の利益計画を簡単に作ることができます。その結果、数字で会社のことを語れるようになります。つまり、会計という共通言語を全社員が持つことになるのです。

⑦業績管理制度の確立

社員個々の業績をしっかりとつかんで、それに基づいて社員を評価する業績管理制度が必要です。例えば、在庫や売掛金には金利を掛けて利益から差し引くなど、ちょっとした工夫だけで、在庫の圧縮、売掛金の回収を促進することができます。それはつまり、社員一人ひとりが経営者と同じ発想を持つことを意味しています。

⑧経営者の元気

会計に命を吹き込んでいくのが、社長の仕事です。いい経営、いい理念を浸透させ、それが企業の文化や風土になり、感動の経営ができたとき、企業は見違えるほど元気になります。

平成18年度税制改正の注目点①

役員報酬と交際費の規定が変更されます

庭野 智 法人税部 マネジャー 税理士

自民党の平成18年度税制改正大綱が昨年末に決定され、現在国会で審議中です。改正には、新たに創設される制度のほか、IT投資促進税制などのように廃止されるものや刷新されるものもあります。今回は改正の中でも特に注目されるものを中心に話したいと思います。

○実質的1人会社の役員給与の損金算入を制限

実態が個人事業者と相違ないような同族会社において、オーナーの役員給与が法人で損金算入され、個人では給与所得控除が受けられるのは「経費の二重控除」であり、課税の適正性からみて問題があるとの理由で、オーナー役員の個人所得にかかわる「給与所得控除相当額」を法人所得に加算（損金不算入）するものです。適用対象となるのは、①業務を主宰する役員・同族関係者が総株数の90%以上を保有、②業務に従事する役員の過半数を占める、を同時に満たす会社です。ただ、適用除外も設けられています。

①法人所得十役員給与の直近3年間の平均額（A） \leq 800万円

②800万円 $<$ （A） \leq 3000万円 かつ
役員給与/（A） \leq 50%

役員給与の対象は、社長1人に対する給与、②については役員給与、分母共に直近3年間の平均額であるところまで分かってきました。適用は平成18年4月1日以後に開始される事業年度からです。

○役員給与の損金算入

役員給与の損金算入の見直しと並行して「定時定額要件の緩和」が行われます。「確定時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与」について損金算入を認めるもので、現在は役員賞与として損金不算入とされている「特定月に増額支給された給与」について、損金算入が認められることになります。

ただし「あらかじめの定めに基づいて確定した時期に確定した額を支給」した場合が対象です。従って、「事前の届け出」により恣意性を排除するものと思われます。こちらの適用も平成18年4月1日以後開始事業年度からです。

○5000円以下の飲食費の交際費除外

現在、交際費は資本金1億円超の法人はその支出額全額が損金不算入、資本金1億円未満の法人は支出額400万円までの90%まで等の損金算入が認められていますが、今回の改正で「5000円以下の一定の飲食費を損金不算入の交際費等の範囲から除く」が加わるようになりました。1人5000円以下の飲食費については原則として合計額がいくらになっても交際費課税の対象とはならず、定額控除の計算にも含まれないようです。ただし、役員間の飲食費等一定のものは従来どおりのようですので注意が必要です。この改正は資本金額にかかわらずすべての法人に適用されます。

ご不明な点は、弊事務所担当者までお問い合わせください。



社員紹介



栗田美穂
経営管理部

OAGのIT担当です

前職で主にプログラミングを担当していた経験を生かして、現在はOAG内のITにかかわる仕事をしています。今ではコンピューターは仕事に不可欠ですから、責任の重さを痛感しますね。特に確定申告の時期はトラブルがないように祈っています。この仕事は幅広い知識が必要とされるので、常に勉強、情報取得を心掛けています。



匹ヶ所純子
経営管理部

女性の社会進出のために

出産を機に当社を退職し、約4年のブランクを経てOAGグループの経理秘書に入社しました。現職に復帰したのは昨年からです。私の場合はラッキーでしたし、職場にも恵まれています。一度仕事を離れた女性にとって、再就職は厚い壁です。制度的にも精神的にも、そうした女性をサポートする仕組みが必要だと痛感しています。

資産取得時の課税制度が変わります

渡邊正則 資産税部 部長 税理士

平成18年度税制改正は、非常に多岐にわたります。ここでは、法人や個人の資産に大きな影響を与える可能性があるものについて、概略を説明したいと思います。

○同族会社の留保金課税

同族会社については、留保金が留保金控除額を超える場合、通常に計算される法人税のほかに、留保金課税がなされています。この課税について、次のような改正が行われる予定です。

- ①留保金課税の対象となる同族会社であるかどうかの判定は、株主が3株主グループ以下という現在の基準から1株主グループによる判定となります。
- ②留保金の控除額が増加します。
- ③設立後10年以内の中小企業者に対する留保金課税の不適用措置が廃止されます。
- ④自己資本比率が50%以下の中小法人に対する留保金課税の不適用措置が廃止されます。

○特定事業用資産の買換特例の期間延長

この制度は、個人が事業用資産(店舗・事務所・賃貸用マンションやその敷地)を売却して他の事業用資産を購入する場合に、一定の条件の下に売却資産の利益に対する課税が大幅に縮減される(課税の繰り延べをする)制度です。幾つものパターンがありますが、一般的なものはこの内容です。

譲渡資産=①「国内にある土地等、建物又は構築物」、かつ②「譲渡の年の1月1

日において所有期間が10年を超えるもの」

買換資産=「国内にある土地等、建物、構築物又は機械及び装置」

この制度は平成17年12月31日で期限が切れましたが、改正により23年12月31日まで延長される予定です。

○登録免許税の改正

平成18年3月31日まで、特例で本則の2分の1になっていた登録免許税は、土地に関するものを除き、平成18年4月1日から特例が廃止されます(本則どおりとなります)。

そのため、建物の登記については登録免許税が4月以降2倍になってしまいます。なお、登記完了が4月以降でも、3月中に登記申請すれば、特例の適用を受けることができます。

○住宅取得資金についての相続時精算課税制度の期間延長

子どもが住宅を取得する時に親から贈与を受ける場合、相続時精算課税制度の2500万円の非課税枠に1000万円がプラスされています(3500万円まで非課税ということです)。この制度は平成17年12月31日で期限が切れましたが、改正により平成19年12月31日まで延長される予定です。

○公示制度の廃止

所得税、法人税、相続税の公示(いわゆる長者番付)が廃止される予定です。

詳細等、不明な点がございましたら弊社事務所担当者までお問い合わせください。



白石牧子
経営管理部

願いはみんなの健康です

私の仕事は経理ですので、お客様と直接お会いする機会は少ないのですが、その分社員をしっかりサポートすることで、間接的にお客様のお役に立てればと願っています。毎年、忙しい時期と風邪や花粉症のシーズンが重なりますので、心配なのは社員の健康です。何とか元気で頑張りたいと、この時期はいつも思います。



水門 実
経営管理部 マネジャー
税理士・第1種情報処理
技術者

ラッキーカラーは赤

赤が好きで、携帯電話や車は赤。かばんや小物でも、赤が入っているものを選びます。この色が好きな理由は、浦和レッズのチームカラーだからです。なぜレッズが好きなのか? それは、「出会ってしまったから」としか答えようがないですね。赤は元気な色です。身に着けていると仕事にも精が出ますから、お勧めです。

税務会計のあり方

細川善治 税理士 ファイナンシャルプランナー



私は税務会計の仕事に行政側で約30年、税理士として15年余の間携わってきました。その経験等から税務会計のあり方について考えてみたいと思います。

行政サイドがどのように問題点を把握して、検討し、処理するかについては、その方法を知ることができれば対応策がよりの確になりますので重要ですが、それは他の機会に譲り、ここでは税理士サイドから検討を進めていきます。

まず、あらゆる経済事象に対して、課税所得額を算出するための会計の原点である「取引」と認識し、その上で、事実や結果からの確な検討、判断、処理をし

なければなりません。判断、処理は企業等の意思表示であり、租税法規、公正妥当な会計慣行、条理、社会通念等にととのるのもちろんのこと、行政側の公式判断である「通達」にも配慮が必要です。

基本通達は、その前文で「具体的な運用に当たっては、法令の規定の趣旨、制度の背景のみならず条理、社会通念をも勘案しつつ、個々の具体的事案に妥当する処理を図るよう努められたい。いやしくも、通達の規定中の部分的字句について形式的解釈に固執し、全体の趣旨から逸脱した運用を行ったり、通達中に例示がないとか通達に規定されていないとかの理由だけで法令の規定の趣旨や社会通念等に即しない解釈におちいつたりすることのないように留意されたい」として

います。また、通達は主として中小企業を対象に一括・普遍的に規定しているのが、大企業や特殊な業種に属する企業等では問題を解決しきれない、いわゆるグレーゾーンの事象が存在します。それに対して、積極的な処理を望む納税者と、課税庁に指摘されることを望まない納税者がいます。今後も発生頻度が高い等の理由で絶対的に有権見解を得たい場合には、所轄当局の見解を得るのがベターです。ただし、回答は口頭が主で文書で得るには時間がかかる上に、公表されることを覚悟しな

ければなりません。

判断に当たっては、対象となる絶対額や取引総額の中に占める割合のいずれもが小さい場合には問題としなくても良いと思います。また、個々の取引が合法であっても一連の行為により、最終目的が非合法であると認定される場合もありますので注意が必要です。

審判所では、事実認定に新事実が加わる等以外は課税庁の処理は覆らない傾向にあります。裁判でも、特に一審では国側が敗訴する例が多くなりつつありますが、上訴審では逆転する例もあります。その場合、一審では個別で合法でも、上訴審では一連取引による非合法、または課税上の弊害（益金の計上漏れ、架空損金の計上、益金の繰り延べ、損金の前倒し計上）や特にその行為が租税回避のみにある場合には否認されることが多いのです。

納税者への回答は事実認定とその検討過程、最終判断、その根拠を文書で提示する必要があります。その判断に長期間を要する場合は中間においてその状況を説明するべきです。

なお、納税者はセカンドオピニオンを得る場合があってもよいでしょう。

私たちは上記実態をよく踏まえ、納税者の立場に立って指導し、不必要な負担（特に附帯税等）が発生しないように最大の努力をするべきだと考えています。

社員紹介



中嶋克洋
法人税部

宮本選手と同じショートです

体を動かすのが好きで、子どものころからやっている野球は、今でも趣味の一つです。ポジションはショート。本誌にも登場していただいている東京ヤクルトスワローズの宮本慎也選手と一緒に。彼のプレーには、本当に尊敬させられますね。冬の間、練習はしないのですが、健康のためにもずっと続けていきたいと思っています。



森谷陽介
法人税部 税理士

透明会計を よりご理解いただくために

現在、OAGでは「透明会計」をお客様にお勧めしており、私も会社を元気にするためにとても大切なことだと考えています。私たち税理士は、これまで会計を税務の立場から見てきましたが、今後は企業経営の視点から分析することが求められています。私もお客様と一緒に、学んでいきたいと思っています。

野球の裾野を広げたい

いよいよ第1回ワールド・ベースボール・クラシックが3月3日に開幕します。王監督はあえて代表チームにキャプテンを置いていませんが、東京ヤクルトスワローズの宮本慎也選手が実質的なキャプテンとしてチームの要になるという点では衆目が一致しています。初代世界チャンピオンを目指す宮本選手の奮闘が期待されています。



○野球界の層を厚くするために

選手としての今年の目標は、毎年思っていることなのですが、もちろん東京ヤクルトスワローズの優勝です。古田監督をサポートしながら優勝に導き、監督を胴上げしたいと思っています。

一方、野球界の改革と発展のために日本プロ野球選手会会長としては、課題山積です。その中で、まずプロとアマを問わず、野球を楽しむ人たちの裾野を広げていきたいと考えています。多くの子どもたちが野球に親しむことができれば、球界は必ずレベルアップできます。

幸い、男の子に将来の夢を聞くと、トップが野球選手だそうです。とはいっても、今はサッカー人気非常に高く、日本の選手が出ていない試合でもサッカー番組は高視聴率を記録しますので、安心はできません。

○地域に目を向けていきたい

子どもたちが野球を楽しみ、やる気をさらに高めるために、プロの野球選手がアマチュアと交流することは一つの有効な手段だと思います。

古田前選手会長は一昨年の球界再編問題での活躍に注目が集まっていますが、実はプロとアマの絶縁状態の解消に向けた動きにも大きな功績を残しています。今年、イチロー選手が母校で練習したこ

とが話題になりましたが、それも古田前会長がアマチュア側に粘り強く働きかけて、ようやくプロの選手が母校で野球をすることが認められたからです。この道をさらに切り開き、プロとアマが親しく接することができる環境を、焦らず、慎重につくっていかうと考えています。やはり、プロ野球の選手やコーチが、自分の子どもにも野球を教えられないという状態は、放置していいとは思えません。

サッカーの魅力は、地域密着型のチームが多いことにもあるでしょう。私たちが、地域との交流を活発にして、支えてくださる地元の方々に大切にしていきたいと思っています。

当球団は球団名に「東京」を付けましたが、これは地域の方々と共に歩んでいきたいという気持ちを込めたものです。いい野球、いい球団は、選手だけではつくことはできません。地元の方やファンの方と、一緒につくり上げていきたいと思っています。

○「できる」という気持ちが成功への近道

私は子どものころからプロ野球選手になりたいと考えていましたが、天才的な能力を持っていたわけではありません。野球選手としては決して体も大きい方ではなく、プロになることなど「夢のまた夢」でした。だからこそ、高校や大学、

社会人、プロになってからも「このままではいけない」という思いが強く、それが厳しいトレーニングに耐える原動力になりました。確かに、実力のほかに運もあったと思いますが、運は一生懸命やっ

ていてこそついてくるものだと思います。プロ野球を目指す少年たちはもちろん、次代を担う若い人たちに言いたいのは、自分の目指す道に対して「無理だとは絶対に思わない」ということです。私は一度も思ったことがなく、だからこそプロ野球選手になることができたと思っています。

個人としての目標は、できるだけ長く現役でいること。そして、引退後も野球にかかわっていきたくと思っています。また、新しい世代の人たちが、野球をしやすい環境をつくっていくつもりです。(2006年1月6日 東京ヤクルトスワローズ クラブハウスにてインタビュー)

<プロフィール>

宮本慎也(みやもと・しんや)

1970年11月5日生まれ、大阪府出身。PL学園高校一同大ブリンズホテルを経て、1994年にドラフト2位でヤクルト入団。アテネオリンピック日本代表チームキャプテン。プロ生活11年でゴールデングラブ賞6回という日本最高の名ショート。2006年労組・日本プロ野球選手会会長に就任し、球界改革の先頭に立つ。

<編集後記>

現在、確定申告の真っ最中です。会計事務所にとっての最繁忙期を迎えています。税務業務に携わっていない編集部もスタッフの熱気に煽られている感じです。業務系スタッフにとっては、体力的にも、精神的にも大変な時期ですが、お客様サービスのため昼夜を分かたず頑張っていますので、ご協力よろしくお願い致します。今回は平成18年度の税制改正特集を組ませていただきました。企業経営にとって影響の大きい改正が含まれておりますので、ぜひお読みいただき、不明点等ございましたら、スタッフまでお気軽にお声掛けください。前号で募集いたしました、宮本選手のサイン入り色紙は当選者の方々に郵送させていただきました。多数のご応募ありがとうございました。(ま)

発行 太田・細川会計事務所 / (株)シーケーシステム研究所
(株)CFO / (株)経理秘書 / (株)ビコム / (株)福祉総研
東京都新宿区左門町3番地 左門イレブンビル5階
tel.03-3352-7500 / fax.03-3356-1180
発行人 太田 孝昭
編集人 松本 真一

2006 Calendar



SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
26	27	28	1	2	3 大安	4
			労働組合法施行 記念日	遠山の金さんの日	ひな祭り	円の日 サッポロの日
5	6 友引	7	8	9 大安	10	11
珊瑚の日	皇太后誕生日	花粉症記念日 消防記念日	国際女性デー	記念切手記念日 関門国道トンネル開 通記念日 エスカレーターの日 レコード針の日 ありがとうの日 マッチの日	佐渡の日 源泉所得税・住 民税の特別徴収 税額の納付	パンダ発見の日 コラムの日
12 友引	13	14	15 大安	16	17	18 友引
サイフの日	青函トンネル開業 の日	ホワイトデー 国際結婚の日	世界消費者の日 万国博デー 所得税の確定申告、個人の青色申告の承認申請、確 定損失申告書の提出、所得税の総収入金額報告書の 提出、確定申告税額の延納の届出書の提出、贈与税 の申告、個人の道府県民税・市町村民税・事業税（事 業所得税）の申告、16年分所得税の更正の請求	国立公園指定記念日	漫画週刊誌の日 世界海の日	彼岸の入り
19	20	21 大安	22	23	24 友引	25
カメラ発明の日	電卓の日 上野動物園開園 記念日	春分の日 国際人種差別撤 廃デー	放送記念日 国連水の日	世界気象デー	マネキン記念日	電気記念日
26	27 大安	28	29	30	31 大安	1
ふろの日	仏壇の日 さくらの日	スリーマイル島記 念日	まりも記念日	国立競技場落成 記念日	普通選挙法成立日	
<p>1月決算法人の確定申告、7月決算法人の中間申告、個人事業 者の消費税・地方消費税の確定申告、1月、4月、7月、10月決算 法人及び個人事業者の3か月ごとの期間短縮に係る確定申告 法人・個人事業者の1か月ごとの期間短縮に係る確定申告 7月決算法人の中間申告 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3か 月ごとの中間申告 消費税の年税額が4,800万円超の1月決算法人を除く法人・個 人事業者の1か月ごとの中間申告</p>						